

## 渋川市国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 渋川市国民健康保険あかぎ診療所（以下「診療所」という。）の、地域医療を担う医療機関としての必要性と今後あり方を検討するため、渋川市国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 診療所の医療機関としての必要性に関すること。
- (2) 診療所の今後の機能等のあり方に関すること
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとし、市長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

### (委員の報償等)

第7条 市長は、委員会の委員に報償を支払うことができる。

- 2 報償額は、委員一人につき日額6,100円以内とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部政策創造課診療所改革室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条の規定に関わらず、最初の会議は市長が招集する。

別表（第3条関係）

所属等	区分
赤城地区自治会連合会	市民
渋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	被保険者
渋川地区医師会	地域医療
渋川市社会福祉協議会	地域福祉
群馬県介護支援専門員協会渋川支部	介護福祉
渋川広域障害保健福祉事業者協議会	障害福祉
群馬県渋川保健福祉事務所	行政機関
公認会計士	識者